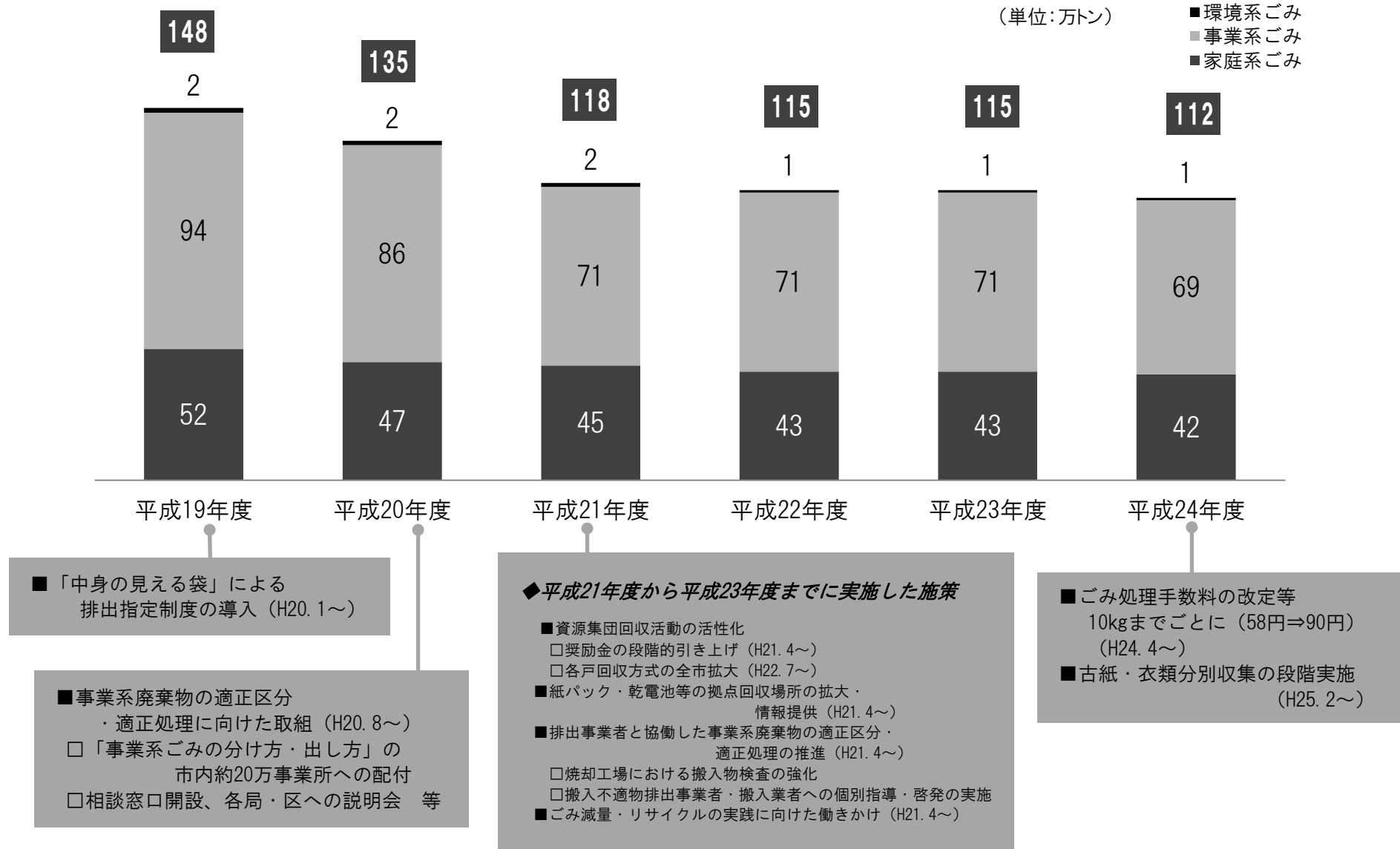


第53回 大阪市廃棄物減量等推進審議会 資料

○ 大阪市一般廃棄物処理基本計画[改定計画]について	・・・・・・・・	別添資料
○ ごみ処理量の推移と主な減量施策	・・・・・・・・	1
○ 平成24年度ごみ処理量についての分析	・・・・・・・・	2
○ 平成25年度新規施策について	・・・・・・・・	4
○ その他	・・・・・・・・	11

■ごみ処理量の推移と主な減量施策



■ 平成24年度ごみ処理量についての分析

○ごみ処理量

(単位:トン)

	ごみ処理量実績		対23年度比	
	平成23年度	平成24年度	割合	差
家庭系ごみ	430,366	425,304	98.82%	▲1.18%
事業系ごみ	710,069	687,824	96.87%	▲3.13%
環境系ごみ	8,737	8,576	98.16%	▲1.84%
合計	1,149,172	1,121,704	97.61%	▲2.39%

○大阪市の人口

(単位:人)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
2,659,796	2,665,314	2,670,579	2,677,375

出典:大阪府統計書

○大阪市の景気動向

		景気の動向(概要)
平成23年度	4-6月期	景気は震災の影響で一時的に失速するも、持ち直し基調は持続
	7-9月期	景気は震災の影響をほぼ脱し、再び持ち直し軌道へ
	10-12月期	年末需要などにより景気は持ち直し基調を維持
	1-3月期	景気は季節的影響等で小康状態を呈するも、持ち直し基調を維持
平成24年度	4-6月期	景気は製造業でやや下降するも、全体では緩やかな持ち直し基調を維持
	7-9月期	景気は節電要請など厳しい環境下で一部が弱含み、回復の動きに足踏み
	10-12月期	年末需要などにより今期の景気は足踏みから緩やかな持ち直し
	1-3月期	年末需要の反動があるものの、景気は持ち直し基調を維持

出典:大阪府経済戦略局「大阪市景気観測調査結果」

○ 他都市のごみ量

(単位:トン)

都市名	区分	家庭系ごみ	事業系ごみ	合計	備考
札幌市	平成23年度	399,484	216,455	615,939	ごみ処理量(収集量)
	平成24年度	400,418	213,483	613,901	
	対23年度比	100.23%	98.63%	99.67%	
千葉市	平成23年度	189,966	75,223	265,189	焼却ごみ量
	平成24年度	188,102	76,539	264,641	
	対23年度比	99.02%	101.75%	99.79%	
横浜市	平成23年度	475,422	240,530	715,952	資源物として排出されるものを除く量 ※12月までの累計比較
	平成24年度	467,090	243,730	710,820	
	対23年度比	98.25%	101.33%	99.28%	
名古屋市	平成23年度	—	—	621,368	収集・搬入量
	平成24年度	—	—	622,826	
	対23年度比	—	—	100.23%	
京都市	平成23年度	234,340	245,703	480,043	ごみ収集量 ※家庭系ごみは、燃やすごみ+缶・びん・ペットボトル+プラスチック製容器包装 (速報値)
	平成24年度	231,392	242,441	473,833	
	対23年度比	98.74%	98.67%	98.71%	
神戸市	平成23年度	315,621	200,152	515,773	ごみ収集量 ※24年度は速報値
	平成24年度	313,797	198,848	512,645	
	対23年度比	99.42%	99.35%	99.39%	
平均	対23年度比	99.13%	99.95%	99.51%	

※各都市ホームページから大阪市環境局作成

- ・ 同時期の他都市のごみ量はほぼ横ばいであった。
- ・ 本市の常住人口は増加、また、市内の景気動向は持ち直し基調にあった中で、ごみ減量が進んでおり、減量の取組に一定の成果があったと考えられる。

資源化可能な紙ごみ対策等の推進 【家庭系】

■ 古紙・衣類の分別収集の全市実施 〈平成25年10月1日から〉

家庭から排出される資源化可能な古紙・衣類の分別収集を、平成25年2月1日から実施済みの6区（北区・都島区・中央区・浪速区・東成区・生野区）に続き、平成25年10月1日からは全ての区において実施する。

【対象品目】

新聞・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙、衣類

【収集頻度】

月2回

■ 分別排出の徹底（ごみの残置等による啓発・指導の実施）

◆資源ごみ、容器包装プラスチックの分別収集に加え、古紙・衣類の分別収集の拡大に努めるとともに、分別排出に対する市民意識の向上と分別排出ルール of 徹底を図るため、本市直営収集においては、平成25年10月1日から普通ごみを含む全てのごみ収集において、分別排出が徹底されていない場合は、収集せずに啓発シールを貼付のうえ残置する。

残置したごみについては、排出された方において正しく分別し、次回の収集日に出し直しをしていただくよう、啓発・指導を実施する。

◆許可業者が収集するアパート・マンションについても、分別排出が徹底されていないごみについては収集しないよう許可業者に指導を行うとともに、分別排出が徹底されていないアパート・マンションの所有者・管理者及び居住者に対する啓発・指導等を行う。

市民周知

区広報紙5月号、7月号及び10月号(予定)への記事掲載、平成25年6月28日朝刊の新聞広告（五大紙）を行ったほか、環境局ホームページなど各種広報媒体を活用するとともに、7月下旬からはリーフレットを各ご家庭に配布し、地域における分別説明会を開催するなど、周知・啓発に努めている。

■ 古紙・衣類の分別収集実績について

平成25年2月から先行実施している北区、都島区、中央区、浪速区、東成区、生野区の6区でのこれまでの実績

○収集量(平成25年2月～5月)

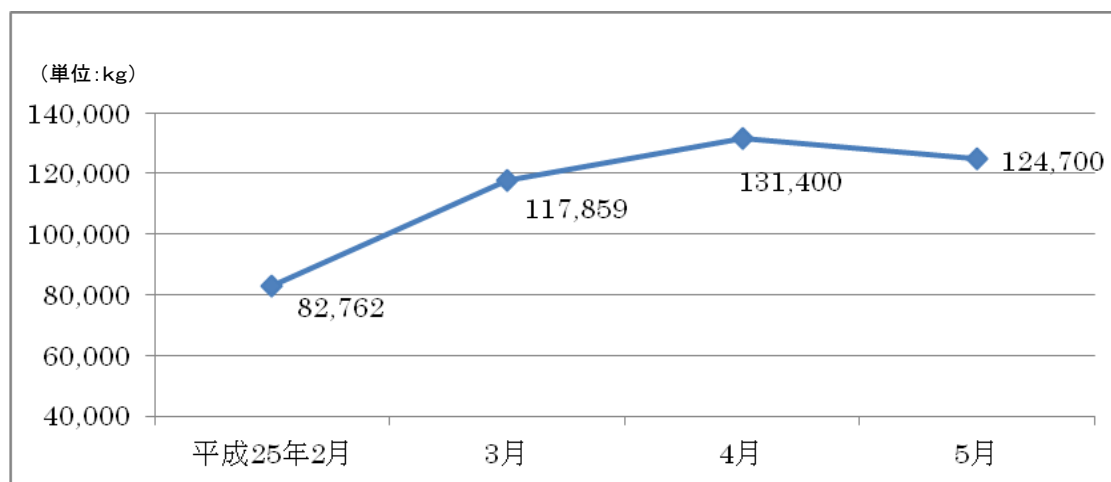
(単位:kg)

新聞	段ボール	紙パック	雑誌	その他の紙	衣類	合計
103,537	92,905	2,352	51,668	117,609	88,650	456,721

○計画量(当初見込量)との比較

	収集量 (kg)	計画量に対する割合
計画量 (当初見込量)	1,898,196	-
実績量	456,721	24.1%

○古紙・衣類収集量の推移 (平成25年2月～5月)



■ 古紙・衣類の分別収集実績について

○普通ごみ収集への影響

(単位:kg)

	H24.2~5	H25.2~5	H25.2~5	全日換算稼働日 1日あたり				
	普通ごみ	普通ごみ	古紙・衣類	H24.2~5	H25.2~5	前年度比	H25.2~5	古紙・衣類 +普通ごみ 前年度比
				普通ごみ 86.5日	普通ごみ 86.0日		古紙・衣類+普通ごみ 86.0日	
	A	B	C	D (A/86.5)	E (B/86.0)	E/D	F ((B+C)/86.0)	F/D
6区計	26,662,040	25,214,440	456,721	308,231	293,191	95.10%	298,502	96.80%
18区計	106,179,640	105,383,110	-	1,227,510	1,225,385	99.80%		
全区計	132,841,680	130,597,550	-	1,535,742	1,518,576	98.90%		

- ・平成25年2月から5月の4カ月間の普通ごみ収集量について、分別収集を先行実施している6区は対前年度比で4.9%減少しているのに対し、未実施の18区はほぼ横ばい状態であり、古紙・衣類分別収集の実施により普通ごみが若干減少している。
- ・6区の古紙・衣類と普通ごみの合計でも、対前年度比で3.2%減少している。
- ・古紙・衣類の分別収集量は、増加傾向ではあるものの、当初見込量に対し4分の1程度に留まっている。
- ・引き続き、市民の方にご理解・ご協力いただけるよう、広報・啓発活動に努める。

資源化可能な紙ごみ対策等の推進 【事業系】

■ 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止 〈平成25年10月1日から〉

事業所から排出される資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止する。

事業系廃棄物の適正区分・適正処理を推進するため、これまでも焼却工場において搬入物検査を実施し、搬入不適物が発見されれば搬入者から聴取のうえ状況に応じて排出事業者に対し個別に啓発・指導を行っているところである。

平成25年10月1日からは、焼却工場での搬入物検査により、資源化可能な紙類の搬入が発見された場合、搬入者から排出先を聴取し、可能な範囲で排出した事業者を特定することとする。

その上で、直接排出事業者に赴き、個別に資源化可能な紙類の分別リサイクルについて啓発指導を行う。

(1) 排出事業者への周知

平成24年8月以降、様々な広報媒体を活用して周知してきており、引き続き、きめ細かい啓発を行っていく。

【これまでの取組】

- ・ 市政だより、区広報紙への記事掲載（平成24年8月、平成25年7月～）
- ・ 各関係団体での説明会の開催（平成24年9月～）
（大阪市商店会総連盟、近畿百貨店協会、大阪建設業協会、日本チェーンストア協会関西支部など）
- ・ ポスターの掲示（平成24年11月 本市関連施設・特定建築物、平成25年7月 地下鉄駅構内）
- ・ パンフレットの送付（平成24年12月 約20万事業所）
- ・ 金融機関など紙ごみの排出が多い業種（約340事業所）への個別啓発指導（平成25年6月～）
- ・ 新聞広告（五大紙）の掲載（平成25年6月28日朝刊）

など

資源化可能な紙ごみ対策等の推進 【事業系】

■ 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止 〈平成25年10月1日から〉

(2) 少量排出事業者への対応

① 古紙回収協力店制度の新設

持ち込まれる紙類を「無料」で受け入れる事業者を「大阪市事業系古紙回収協力店」として登録し、本市ホームページ等で積極的に紹介している。(平成25年7月現在 89店)

② 本市施設における資源回収コンテナの設置

許可業者等が収集した少量の紙類を受け入れる回収ボックスを各焼却工場に設置している。

(3) 機密文書やシュレッダー紙のリサイクルに関する情報発信

- ・シュレッダー紙や機密文書のリサイクルが可能な業者の情報を本市ホームページに掲載している。
- ・再生資源事業者の情報についても取扱品目ごとに掲載している。

■各施策の減量効果見込

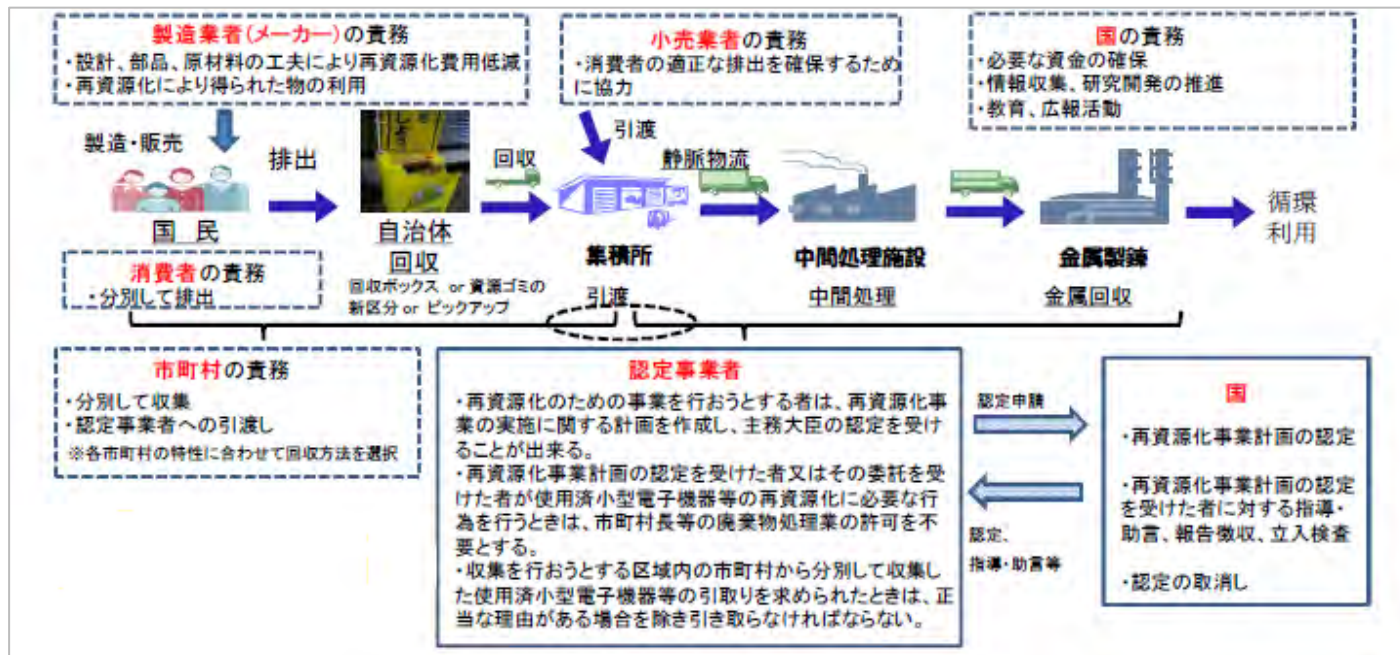
	ごみ減量施策		実施時期	平成27年度における減量効果見込
家庭系 ごみ	既存施策	分別排出の徹底に係る普及啓発・指導強化	継続して実施	(計) ▲約2万トン
		資源集団回収活動の活性化	同上	
紙パック等の拠点回収の推進 等		同上		
	新規施策	古紙・衣類の分別収集	本年10月から全市実施	▲約4万トン
事業系 ごみ	既存施策	特定建築物の減量指導	継続して実施	(計) ▲約4万トン
		事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進	同上	
		手数料改定(58円⇒90円) 等	平成24年4月実施	
	新規施策	資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止	本年10月から実施	▲約7万トン

平成25年度新規施策

小型家電リサイクル法への対応

- ◆本年4月1日に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が施行された。
- ◆この法律では、市町村が使用済小型電子機器等を分別収集し、国から利用価値のある金属等の再資源化を行う者として認定を受けた事業者（認定事業者）に引き渡すよう努めなければならないとしている。
- ◆本市では、本年5月に環境省が公募した「使用済小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」に応募し、対象市町村に採択された。
- ◆これを受け、本年度秋以降に公共施設へ回収ボックスを設置し、分別回収を開始することを基本に、現在環境省など関係先と調整している。

【小型家電リサイクル法の概要】



■生ごみと下水汚泥のバイオガス化実験(報告)

○実験内容

一般家庭や事業者等から排出された残飯等の生ごみ(食品バイオマス)は、現在は他のごみと一緒に焼却工場において焼却処理されたうえで熱としてエネルギー回収されているが、今後の温室効果ガス排出量の削減など、地球温暖化の防止に向けたごみのより効率的な利用方法として、中浜下水処理場の消化槽を活用したバイオガス化実験を行った。

○実験期間

◆ 平成23年度～24年度

○実験結果

	種別	受入量 (ton)	投入量 (ton)	消化ガス発生量(m ³)
平成23年度 ①H23.11.1 ～H24.1.31 ②H24.2.3 ～3.31	①家庭系ごみ (333世帯) 協力率:約60%	6.9	1.5	200
	②事業系ごみ (4事業者)	31.3	28.2	3,600
平成24年度 H24.4.2 ～H25.3.31	事業系ごみ (4事業者)	217	158	20,200

※H24.6.21～8.4迄は、生ごみの消化槽投入停止

◆ 家庭系ごみ

- ・ガス化対象物の割合が約93%と低く、ガス化対象外物(骨・殻類・プラスチック類・紙類・金属類等)の割合が高い。
- ・破碎分別機による異物の排出率は、約30%と低い。
- ・組成分析は、厨芥類 約94%、プラスチック類 約4%、紙類 約0.5%であった。

◆ 事業系ごみ

- ・ガス化対象物の割合が約99%と高い値であるが、一定量のガス化対象外物の混入が認められた。
- ・組成分析は、厨芥類 95～99.5%、プラスチック類 0.3～1.6%であり、業種や測定毎に変動がみられた。

○平成25年度～

◆ 実験結果をもとに経済性等の課題について検討を行う。

○事業イメージ

